



NOLTE·LACKENBACH·SIEGEL

SINCE 1923

INTELLECTUAL PROPERTY LAW

Houston | New York | Palo Alto | Austin | Boston | Atlanta

CLIENT
ALERT!!

2022 年 12 月

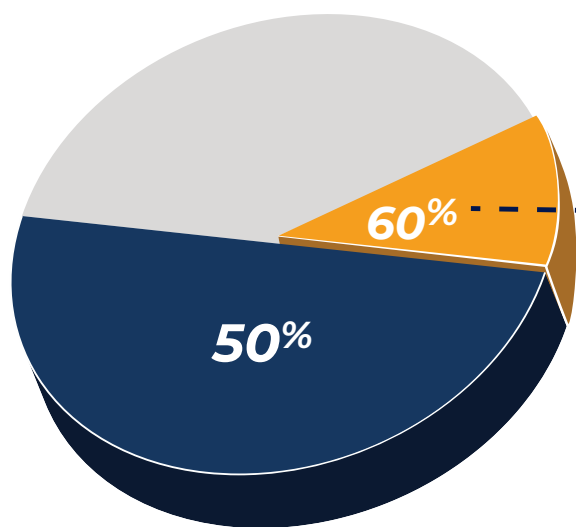
料金表変更 2022 年 12 月 29 日

小規模ならびにマイクロ事業体の特許料に関する料金表変更

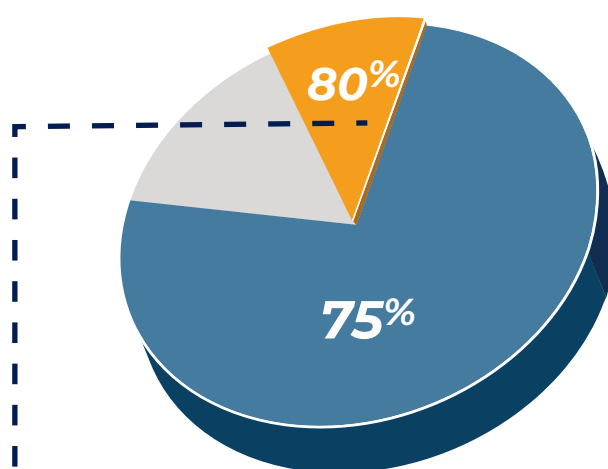
2022 年 12 月 29 日発効

2022 年 12 月 29 日に署名された 2022 年の米国イノベーター奨励法を含む 2023 年統合歳出法が制定に伴って、大部分の小規模ならびにマイクロ事業体料金は引き下げられました。法律により、小規模事業体割引が 50% から 60% に、マイクロ事業体割引が 75% から 80% に引き上げられました。

USPTO 料金表が変更を反映するために更新されました。連邦規則 37 条に記載されている料金の額を更新するための規則通知が間もなく公布されます。



小規模事業体割引の拡大



マイクロ規模事業体割引の拡大

注意 - 事業体出願「地位」

特許出願時、特許出願関連料金もしくは登録料金を支払う時点で、マイクロ、小規模、大規模「事業体」(例えば、権利所有者出願もしくは特許のライセンシー)であるかどうかを決めるか確認しておかなくてはなりません。「小規模」または「マイクロ」が適格とされない事業体は初期規定の「大規模」に該当することになります。

ご質問は?

お気軽にお問い合わせ下さい。

Continued on Page 2



マイクロ事業体:

「マイクロ事業体」は「小規模事業体であり、かつ、以前の出願件数が4件以下、最大所得上限、または大学との特定の関係などの条件を満たしています。確認と認証が必要となります。

小規模事業体:

料金割引の対象となる「小規模事業体」は、一般的に、一個人もしくは複数の個人、小事業企業 (SBA に基づく)、もしくは非営利組織として定義されています。

「独立した発明者」ではなく「個人」という用語は、発明者ではないが、発明の権利を取得した(一人または複数の)個人に範囲が及ぶことが意図されているとして使用されています。たとえば、非発明者個人は譲渡されることによって出願または特許の部分的な所有権を受け取る場合があります。

さらに、「個人」は、権利を(非正式または正式に)譲渡していない、あるいは譲渡またはライセンス供与する義務を負っていない発明者もしくは特定の個人として定義されています。

権利の移転を伴う出願または特許も、権利を有するすべての当事者が割引事業体規程に該当する場合、割引事業体規程に対する適格性を満たす場合があります。

「小事業企業」とは、権利を大規模事業体に譲渡していない、または譲渡する義務を負っていない事業実施企業として定義されています。権利を有するすべての当事者が小規模事業体の規定を満たす資格がある場合、該当する権利を譲渡する事業実施企業もまた小規模事業体の規定を満たす資格を得ることができます。

小事業企業は特定の規模基準を満たさなければなりません。一般的に、規模基準は、すべての関連会社を含む従業員の総数が 500 人を超えない企業 (13 CFR § 21.802)とされていますが、絶対的なものではありません。基準の解釈は、通常、小企業局 (SBA) の基準規則に則って行われ、250 人から 500 人以上の範囲である場合があるとされています。

「非営利」組織とは、発明の権利を「大規模事業体」に譲渡していない、もしくは譲渡する義務を負っていない組織です。

該当する権利を譲渡されるすべての当事者が小規模事業体として認定される資格がある場合、権利を譲渡する非営利団体も小規模事業体の規定を満たす資格を得ることができます。簡単に言えば、非営利団体も同様に次のいずれかに該当しなくてはなりません。

- (i) 任意の国の大学もしくはその他の高等教育機関
- (ii) 米国内国歳入法に基づいて決定される 501(c)(3) 組織
- (iii) 米国の州での地位が非営利団体法の下で資格を満たすとされた非営利の科学研究または教育組織
- (iv) 本特許規則に則って資格を満たす外国に所在する非営利団体および、
- (v) 連邦機関に対して個別的に決定される特定のライセンスを与えている組織団体

料金割引:

小規模/マイクロ 事業体に適用される 60%/80% 割引には以下の料金が含まれます。

- (i) 出願料 (ii) 延長料、復活料、アピール料 (iii) 交付料 (iv) 免責料および (v) 特許維持料

特定のケースでは、追加割引が適用される場合があります。

割引が適用されない料金には、次のものが含まれる場合があります。

- (i) 請願および手続料 (ii) 文書交付料 (iii) 訂正料 (iv) 再審査料 (v) その他の料金および (vi) 国際出願料等

注意:

出願の実効性および交付された特許の権利執行性にとって、正しい事業体規程が周知され、すべての政府料金を正しく支払っていることが不可欠です。事業体ステータス(規程)の決定が適切に行われていることを確認することは、出願人または特許権者の義務といえます。